

令和2年6月1日

厚木市複合施設事業者選定準備支援業務委託

参加表明に関する質疑事項及び回答

厚木市複合施設事業者選定準備支援業務委託参加表明に関する質疑事項に対して、次のとおり回答します。

No.	資料名称 ページ 項目	質問事項	回答
1	仕様書（案） P3 3（2）事業者 選定準備支援 業務	冒頭の本文に発注方式に関して「一括型DB+O方式を選定することにより、本業務とは別に必要な業務が発生した場合は、別途業務委託を発注するものとする。」と記載がありますが、別途発注分は随意に追加契約を行って頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	別途業務委託を発注する場合の契約方法については、現段階では決定していません。
2	同上	選定準備支援業務は「エ公募資料（案）の作成」までとなっておりますが、以降、公募手続き（質疑応答、評価準備他）や、その後の設計・工事段階において技術支援業務等を発注する予定がありますでしょうか。その場合、随意契約をお考えでしょうか。	本業務以降の公募手続等支援業務委託の発注については、未定です。
3	実施要領 P3 第2章1(1)ケ	「～コンストラクションマネジャーとして、～受託した実績～」とありますが、応募者がCM業務として受託した実績、又は応募者に所属する技術者がCMrとして受託した実績（応募者の実績ではない場合を含む。）のいずれを意味しているのでしょうか。	応募者の実績を指します。配置技術者の実績については、技術提案書とともに提出していただく配置技術者経歴書（第4号様式）に記載していただきます。
4	同上	「～コンストラクションマネジャーとして～(イ)に示す業務～」とありますが、アドバイザー業務として、国等がDB方式又はDBO方式により発注する事業に関わる入札契約方式の検討支援業務を受託した実績は該当しないのでしょうか。	「国等がDB方式又はDBO方式により発注する事業」は、(イ)に示した項目の「建設事業」に含まれると考えますので、御質問に記載された業務は、(イ)に該当します。

5	実施要領 P4 第2章1(2) ア	「～本業務の一部を再委託することができる～」とありますが、本業務の一部の専門的な分野を再委託することを前提として応募する場合、当該再委託先の担当者を技術提案書における業務体制に加えてもよいでしょうか。	技術提案書の業務体制に再委託先を予め示して提出することは差し支えありません。
6	実施要領 P8 1(3)提出方法	「事務局への持参」とありますが、県外の移動自粛を踏まえ、郵送での提出は許可いただけますでしょうか。またその場合、到着日や時間を指定できる宅配便やバイク便等による提出は可能でしょうか。	郵送等による提出も可とします。封筒や宛名等には、「厚木市複合施設事業者選定準備支援業務委託応募書類在中」と記載してください。なお、事故等により事務局へ提出期限内に未達となった場合は、いかなる理由があっても本市が責任を負うことはありません。また、技術提案書の質疑事項及び回答の際にも同様の回答を掲載する予定です。
7	第2号様式	民間事業者等から受託した実績の場合、当該民間事業者と約した守秘義務により、業務名に含まれる固有名詞、委託金額、発注者名等を表示できませんが、様式及び添付資料における記載内容のうち、守秘義務対象部分については非表示（黒塗り等）としてもよいでしょうか。	内容を記載できる実績を提出していただくことが望ましいですが、やむをえない場合は非表示とすることも可とします。

担 当

〒243-8511

神奈川県厚木市中町三丁目17番17号(第二庁舎14階)

厚木市 都市整備部 市街地整備課

電話番号：(046)225-2470 (直通)

FAX番号：(046)224-4802

メールアドレス：5000@city.atsugi.kanagawa.jp